

1 1 月 1 8 日

11月18日(木) 午前9時00分開議

出席議員

1番	浜 先 秀 二	2番	上 松 英 邦
3番	吉 野 伸 康	4番	山 本 秀 男
5番	大 石 秀 昭	6番	片 平 司
7番	沖 元 大 洋	8番	野 崎 剛 睦
9番	胡 子 雅 信	10番	林 久 光
11番	住 岡 淳 一	12番	山 根 啓 志
13番	登 地 靖 徳	14番	浜 西 金 満
15番	山 本 一 也	16番	山 木 信 勝
17番	扇 谷 照 義	18番	沖 也 寸 志
19番	新 家 勇 二	20番	上 田 正

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	万治 功	総務部長	土手 三生
市民生活部長	川寄 純司	福祉保健部長	徳永 信幸
産業部長	瀬戸本三郎	土木建築部長	幸野 潔
会計管理者	川尻 博文	教育次長	重川 忠道
消防長	岡野 教正	企業局長	今宮 正志
総務課長	浜村 晴司	財政課長	久保 和秀
企画振興課長	有馬 博之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	玉井 栄藏
議会事務局次長	河下 巖

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	副議長の選挙
日程第5	議席の一部変更
日程追加	議会運営委員の選任について
日程第6	報告第7号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)

日程第 7	承認第 3 号	専決処分の報告と承認について（江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例）
日程第 8	議案第 7 9 号	江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 8 0 号	江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 8 1 号	江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 8 2 号	平成 2 2 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 2	議案第 8 3 号	平成 2 2 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 8 4 号	平成 2 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 8 5 号	平成 2 2 年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 5	議案第 8 6 号	平成 2 2 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 6	議案第 8 7 号	平成 2 2 年度江田島市交通船事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 7	議案第 8 8 号	平成 2 2 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 8	議案第 6 2 号	平成 2 1 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	議案第 6 3 号	平成 2 1 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 6 4 号	平成 2 1 年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 6 5 号	平成 2 1 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 6 6 号	平成 2 1 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 6 7 号	平成 2 1 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	議案第 6 8 号	平成 2 1 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	議案第 6 9 号	平成 2 1 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	議案第 7 0 号	平成 2 1 年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 27 議案第 71 号 平成 21 年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 議案第 72 号 平成 21 年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 議案第 73 号 平成 21 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30 議案第 74 号 平成 21 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31 議案第 75 号 平成 21 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について
- 日程第 32 議案第 76 号 平成 21 年度江田島市交通船事業会計決算の認定について
- 日程第 33 議案第 77 号 平成 21 年度江田島市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 34 発議第 5 号 綱紀肅正に関する決議

開催（開議） 午前9時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第6回江田島市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 諸般の報告

○議長（上田 正君） 日程第1 「諸般の報告」を行います。

最初に議長報告を行います。

去る、10月29日、新家勇二議員から一身上の都合により、10月31日をもって副議長を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定により、10月31日、これを許可しましたので報告いたします。

また、報道関係者から、写真、ビデオの撮影の申し出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第14条の規定により、これを許可したので、報告いたします。

次に、田中市長から、報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） おはようございます。

第6回江田島市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、横浜市で開かれていたアジア太平洋経済協力会議、いわゆるAPEC首脳会議も横浜ビジョンを採択し、閉幕しました。

また、国の2010年度補正予算審議もいよいよ大詰めを迎えております。

今後の貿易自由化の動きや、補正予算のメニューなどが大変気になりますが、本市への影響を注視しながら、引き続き、緊張感を持って市政運営に努めてまいります。

本日の案件は、専決処分の報告及び承認が2件と、本市の一般職の給与、特別職の期末手当について、国の人事院勧告に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する条例案及びこの改正に伴う一般会計をはじめとする各会計の補正予算案をお願いしております。

慎重審議よろしく願いいたします。

それで9月16日、第5回定例会閉会以後の市政の主な事柄につきまして、14項目報告を申し上げます。

まず第1点目が、江田島市浄化センター運営委員会視察研修についてでございます。

10月5日・6日の両日、江田島市浄化センター運営委員会で、下関市環境部彦島工場へ先進施設の視察研修を行いました。

この施設は、前処理脱水機の設置など、本市の計画と同方式を採用しており、大変

参考になり有意義な研修となりました。

本市の今後のスケジュールは、実施設計を策定した後に、旧施設を解体、新施設の建設に着手し、平成24年度末の完成を目指しております。

2点目が、ヒロシマMIKANマラソン大会についてでございます。

10月17日、広島県立大柿高等学校を主会場に、第25回ヒロシマMIKANマラソン大会を開催しました。

大会には市内をはじめとして、北は北海道から南は鹿児島県まで、全国各地から2,358人の参加がありました。

今回はゲストランナーとして元中国電力陸上部の内富恭則さんと五十嵐範暁さんを迎え、参加者と一緒にコースを楽しく走っていただきました。

当日はマラソン大会とあわせて開催されました「ふれあい産業まつり」に市内外から約4,000人が訪れ、大盛況となりました。

御協力をいただいた関係機関、団体のボランティアをはじめ、沿道で熱い声援を送っていただきました市民の皆さんにお礼を申し上げます。

3点目が、江田島市少年健全育成意見発表大会についてでございます。

10月20日、江田島中学校体育館で江田島市防犯連合会主催による第25回江田島市少年健全育成意見発表大会が開催されました。

この大会は、市内の中学校から2人ずつ選出された8人の生徒が、「友達、学校、家庭、地域の中で、日ごろ考えていることや感じていること」をテーマに、意見を発表しました。

また、江田島中学校吹奏楽部の演奏も披露され、大会を盛り上げました。

今後ともこうした事業を通じて、青少年の健全育成と安全で安心な江田島市の実現に向けて、意識啓発に努めてまいります。

4点目が、自衛消防隊消防競技大会についてでございます。

10月20日、能美運動公園で第18回自衛消防隊消防競技大会を開催しました。

この大会には、職場等における初期消火技術の習得、自衛消防力の強化を目的に、市内各事業所、自主防災会、自治会から、53チーム166人が参加して、3人操法の「屋内消火栓の部」及び「市民の部」と、2人操法の「消火器の部」に分かれて競技を行いました。

これからもこの大会を継続して実施し、火災予防意識の普及・高揚に努めてまいります。

5点目が、江田島すこやか健康まつりについてでございます。

10月24日、農村環境改善センターで、江田島すこやか健康まつりを開催しました。

この健康まつりは市民の健康意識の向上を図ることを目的として、食と健康をテーマに、県立広島大学の協力を得て実施しました。

当日は約150人の来場があり、食に関する情報提供や、栄養・食生活コーナーでは健康チェックを行い、自己管理の方法などのアドバイスを行いました。

また、県立広島大学の学生による演劇や、市食生活改善推進協議会の健康料理の試

食などもあり、多くの来場者に楽しんでいただきました。

なお、開催に当たり、御協力いただいた関係団体の皆様に感謝申し上げます。

6点目が、文化芸術フェスタ事業についてでございます。

10月30・31日の両日、農村環境改善センターで第6回江田島市美術展及びミニコンサートなどを開催しました。

市美術展には、一般公募の作品89点をはじめ、小・中学生の部の絵画・書の入選作品69点、高校生の部の絵画・書の作品15点を展示しました。

またフルートとハープによるミニコンサートや、江田島窯・大柿窯の特別展示とトールペイント体験を行い、多くの市民が芸術に触れ、心の豊かさと潤いを感じることができたと思います。

7点目が、江田島市表彰式についてでございます。

11月2日、市役所で平成22年度江田島市表彰式を開催しました。

今年度は、別紙1のとおり特別功労表彰などに6人、2団体を表彰しました。

受賞された皆様の今後ますますの御活躍と御健勝を祈念申し上げます。

8点目が、個人情報保護審査会についてでございます。

11月4日、市役所で江田島市個人情報保護審査会が開催されました。

このたびの審査会では、民生委員活動のための情報提供及び災害時における要援護者避難支援体制整備のための情報提供等の2件について、江田島市民生委員児童委員協議会から要望が出されていたため、当審査会へ諮問し、審議していただきました。

審査の結果、諮問のとおり、江田島市民生委員児童委員協議会の活動上必要な情報を提供することで、答申をいただきました。

9点目が、江田島まるごとフェアについてでございます。

11月7日、能美運動公園で、江田島まるごとフェア2010を開催しました。

当日は約2,000人の来場があり、会場では特産品の販売や多彩な催し物が行われました。

また、晩秋の能美町内を走る「サイクルオリエンテーリング」も同時に開催されました。

さらに、農商工連携の一環で「県北の農業者との交流」として、庄原市から農事組合法人の皆さんが参加され、市民との交流を深めていただきました。

御協力いただいた関係機関、団体の皆さんに感謝申し上げます。

10点目が、江田島市戦没者追悼式についてでございます。

11月10日、農村環境改善センターで江田島市戦没者追悼式を開催しました。

当日は遺族や来賓約230人が参列し、「江田島市戦没者之霊」に献花し、戦没者の冥福を祈るとともに、平和で、心豊かに暮らすことのできる住みよい社会の実現のために、全力を尽くすことを誓いました。

11点目が、ふれあいヒューマンコンサート及び人権啓発映画会についてでございます。

11月13日、沖美ふれあいセンターで、沖縄県・西表島出身の三線アーティスト南ぬ風人（ぱいぬかじびとう）とまーちゃんバンドによる、ふれあいコンサートを開催

しました。

「風と大地と島を唄う」と題して、唄って踊って平和をつかめを合言葉にライブを行い、約150人の来場者は感動し、自分を見つめ直す時間が持てたことと思います。

また、コンサート終了後、引き続き人権啓発映画「旭山動物園物語」～ペンギンが空を飛ぶ～を上映しました。

12点目が、フェスティバル江田島2010についてでございます。

11月14日、国立江田島青少年交流の家を主会場に、フェスティバル江田島2010が開催されました。

このイベントは、地域の教育力を高めることを目的に、毎年開催されており、今年で21回目を迎え、市内外から約1万9,500人の参加者がありました。

今回は、北野大氏の講演会や映画上映、里海学習コーナーなど、多彩なイベントが行われ、テント村部門では、江田島とびきりEグルメとして、殻つきカキの販売や市食生活改善推進協議会による各種カキ料理の試食会など、訪れた人に江田島の旬の味を堪能してもらいました。

メインステージでは、各種スポーツ大会の表彰式や地元の小・中学生による吹奏楽、金管バンドの演奏などが行われました。

御協力をいただいた関係機関、団体の皆様に感謝を申し上げます。

13点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙2のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席いたしました。

最後に14点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙3のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で市長の報告を終わります。

これで「諸般の報告」を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（上田 正君） 日程第2 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、18番 沖也寸志議員、19番 新家勇二議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（上田 正君） 日程第3 「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（上田 正君） 日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

ただいまの出席議員は 20 名であります。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員 浜先秀二議員から順番に投票願います。

（投票）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人を指名いたします。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に、1 番 浜先秀二君、5 番 大石秀昭君、9 番 胡子雅信君を指名いたします。

立会人の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票、有効投票 19 票、無効投票 1 票。

有効投票のうち沖也寸志君が 11 票。登地靖徳君が 6 票。片平司君が 2 票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、5 票であります。

したがって、沖也寸志君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま、副議長に当選されました沖也寸志君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長、当選のあいさつを頂きたいと思っておりますので、副議長、登壇をお願いします。

○副議長(沖也寸志君) 失礼いたします。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、皆様方の御推挙によりまして、副議長の要職を担うこととなりました。身に余る光栄と存じております。

とともに、その責任の重大さを痛感しているところでもございますが、もとより浅学非才でございます。

一意専心、努力をしてまいりますので、皆様方のさらなる御指導と御鞭撻を賜るようよろしくお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(拍手)

○議長(上田 正君) この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 9時31分)

(再開 9時45分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第5 議席の一部変更

○議長(上田 正君) 日程第5 「議席の一部変更」を行います。

先ほどの副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更いたします。

1番から15番まで及び20番はただいまの議席のとおりとし、18番を19番とし、19番を16番にします。16番を17番に、17番を18番に変更した席を議席と指定いたします。

議席は配付した議席表のとおりであります。

それでは、ただいまの指定した議席にそれぞれお願いをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 9時47分)

(再開 10時03分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程に先立ち、総務常任委員会の副委員長に変更がありましたので報告いたします。総務常任委員会の副委員長に、山木信勝君が互選されました。

また、沖也寸志君から、議会運営委員の辞任願が出され、委員会条例第14条により議長においてこれを許可しましたので報告をいたします。

お諮りします。

先ほど、議会運営委員が欠員となりましたので、この際、「議会運営委員の選任」を日程に追加をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、「議会運営委員の選任」を日程に追加することに決定いたしました。

日程追加 議会運営委員の選任

○議長(上田 正君) 日程を追加し、「議会運営委員の選任」を行います。

欠員に伴う議会運営委員の1名の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、欠員に伴う議会運営委員に山木信勝君を指名いたします。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、欠員に伴う議会運営委員に山木信勝君を選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 10時05分)

(再開 10時22分)

○議長(上田 正君) 休憩を解いて、会議を再開します。

日程に先立ち、議会運営委員会の委員長に山木信勝君が互選されましたので、報告をいたします。以上です。

日程第6 報告第7号

○議長(上田 正君) 日程第6 報告第7号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました報告第7号「専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づき、和解及び損害賠償の額の決定について、4件専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」説明いたします。

議案書1ページをごらんください。

地方自治法第180条第1項の規定により指定されました「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり、4件専決処分をしております。

まず、1は市所有の防犯外灯の転倒による自動車損害、2から4は、本市嘱託職員が運転する公用車と、この3人の方が乗車した自動車の事故による損害について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、それぞれ相手方と示談し、損害賠償の額を決定したものです。

まず、1の専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が江田島市沖美町○○○番地○ ○○○さん。損害賠償額は22万4,074円。専決処分年月日は平成22年9月22日です。

この事故の概要は、3ページの専決処分のとおり、平成22年7月11日午前8時15分ごろ、江田島市沖美町○○○○番地○付近の市道是長41号線において、○○さんが選挙に行くため、自動車を家の前に駐車していたところ、道路側の市所有の防犯外灯が強風にあおられ、腐食していた根本部分から折れて転倒し、○○さんの自動車を損傷させたものでございます。

次に、2の専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が佐賀県神崎市神埼町○○○○○○番地の○ ○○○さん。損害賠償額は、42万6,595円。専決処分年月日は平成22年8月20日です。

3の専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が江田島市江田島町○○○丁目○番○○号 ○○○○さん。損害賠償額は3万1,368円。専決処分年月日は平成22年9月28日です。

2ページをお開きください。

4の専決処分の内容及び専決処分年月日は、債権者が佐賀県神崎市神埼町○○○○○○番地○ ○○○○○さん。損害賠償額は3万7,068円です。専決処分年月日は平成22年10月7日です。

この3人の方が関係した事故の概要は、4ページから6ページの専決処分のとおり、平成22年7月8日午後2時33分ごろ、江田島市大柿町飛渡瀬字大盤4060番地24地先の県道36号線において、市福祉保健部所属の嘱託職員が運転する公用車と○○○さんが運転する自動車が、同県道上で衝突し、○○さんの車を損傷させ、同乗していました○○○○さんと○○○○○さんを負傷させたものです。

今回このような事故を起こし、まことに申しわけございませんでした。

今後、施設の点検の実施、職員の交通安全講習の開催、文書による注意喚起の徹底を行うなど、緊張感を持って、行政事務を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

なお、損害賠償金は4件とも本市が加入している総合賠償補償保険及び自動車保険

で補てんされております。

以上で報告を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で報告第7号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を終わります。

日程第7 承認第3号

○議長（上田 正君） 日程第7 承認第3号「専決処分の報告と承認について（江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者からの提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第3号「専決処分の報告と承認について（江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が、平成22年10月1日から施行されたことに伴い、江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めます。

内容につきましては消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、専決処分いたしました承認第3号「江田島市消防手数料条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

9ページをお願いいたします。

専決処分書。このたびの専決処分は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成22年10月1日から施行されることに伴い、江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する必要がありましたので、平成22年9月24日、市長名をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしました。

改正の内容につきましては、10ページから11ページに改正文、そして12ページから18ページに新旧対照表を添付しております。

消防関係手数料条例改正の主な点につきましては、特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可、変更許可、完成検査前検査及び保安検査等の審査、検査に係る手数料が、概ね9%引き下げられたものでございます。

11ページをごらんください。

附則としまして、施行期日につきましては平成22年10月1日からとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号を起立により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第79号～日程第10号 議案第81号

○議長(上田 正君) 日程第8 議案第79号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」から、日程第10 議案第81号「江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」までの3件を一括議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま一括上程されました議案第79号、議案第80号及び議案第81号について、提案理由の説明をいたします。

最初に議案第79号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

提案理由は、本市一般職の職員の給与について、国家公務員に準じて改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に議案書31ページ、議案第80号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

本市特別職の職員の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第204条第3項及び第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて議案書34ページ、議案第81号「江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

国家公務員に準じて、本市一般職の職員の給与を改定することに伴い、本市議会議員の期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例の関係条文を引用し、読み

替え規定としているため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第203条第4項及び第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第79号から81号の3つの条例の一部改正をする条例案について。

はじめに主な改正内容を説明させていただき、その後各議案の説明をさせていただきます。

議案書の29ページ、参考資料をごらんください。

まず、1、今回一部改正する条例の名称は1にお示ししました3条例でございます。

今回の主な改正内容は、まず、2、給与月額を引き下げ等です。

(1)としまして改正理由は、公務員給与が民間給与を上回るマイナス格差、マイナスの0.19%を解消するため、給料月額を引き下げるものでございます。

(2)主な改正内容は、給料表の改正です。

①基本的に同率の引き下げとしますが、下の②のとおり、中高年層を中心に引き下げるものでございます。

②として、引き下げする俸給及び対象者は②のとおり239名の職員が対象となっております。

実施時期は平成22年12月1日からでございます。

次に、3、期末勤勉手当、ボーナスですが、の引き下げです。

(1)改正の理由は、民間の支給割合に見合うように0.2カ月分引き下げるものです。

30ページをお願いします。

主な改正内容は、①としまして、まず一般職の職員の場合、民間の支給割合に見合うよう0.2カ月分引き下げるもので、現行の年間4.15月分が3.95月となります。

支給月数は表のとおりです。

改正前は、6月期計1.95月、12月期計2.2月、合計4.15月でしたが、改正後は、6月期は既に支給済みですので、同じ計1.95月、12月期分を0.2月分引き下げて、2カ月としまして、合計3.95月に改定するものでございます。

なお、23年度からは、支給月数の合計は変更ありませんが、支給割合を6月期計1.9月、12月期を2.05月に改定するものでございます。

②としまして、特別職の職員の場合、一般職の職員の改定割合に合わせて、期末手当分0.15月を引き下げるものです。現行の3.15月分が3月分となります。

支給月数は表のとおり、改正前は、6月期1.45月、12月期1.7月、合計3.15月でしたが、改定後は、6月期は既に支給済みですので、同じ1.45月、12月期分を0.15月分引き下げて、1.55月とし、合計3月に改定するものでござ

います。

なお、23年度からは、支給月数の合計額は変更ありませんが、一般職と同じように変更ありませんが、支給割合を6月期1.425月、12月期を1.575月に改定するものでございます。

③としまして、議会議員の場合は、今回引き下げは行いませんが、一般職の給与条例の改正に伴い、期末手当に関する読み替え規定の条文箇所を改正するものでございます。

実施時期は平成22年12月1日、ただし、23年度からの支給割合については平成23年4月1日からとなっております。

4としまして予算関係ですが、一般会計、特別会計の減額となる人件費は、給料、期末勤勉手当の総額3,019万1,000円となっております。

それでは議案書の20ページをお願いいたします。

議案第79号の江田島市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

第1条で、一般職の期末勤勉手当を0.2月引き下げ、給料を21ページから23ページの表のとおり減額改定するものでございます。

次に24ページをお開きください。

第2条といたしまして、平成23年度からの期末勤勉手当の6月期と12月期の支給割合を改定するものでございます。

第3条といたしまして、平成18年に行った給与条例の一部改正の附則の改正を行うもので、これは昨年度も人勧に伴い改正をいたしております。

なお、26ページから28ページに改正条例案の新旧対照表をお示ししております。

次に32ページをお願いいたします。

議案第80号、江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

第1条で、特別職の期末手当を0.15月引き下げる改正をするものです。

第2条といたしまして、平成23年度からの期末手当の6月期と12月期の支給割合を改定するものでございます。

33ページに改正条例案の新旧対照表をお示ししております。

35ページをお願いいたします。

議案第81号、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

一般職の職員の給与を改定することに伴い、本市議会議員の期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例の関係条文を引用しておりますので、読み替え規定としております。

第1条で、一般職の職員の期末手当の引き下げに伴い、その読み替え規定部分を改正するものでございます。

第2条といたしまして、平成23年度から一般職の期末手当の支給割合を改定いたしますので、その読み替え規定部分も改定させていただきます。

36 ページに改正条例案の新旧対照表をお示ししております。

附則といたしまして、3 条例とも、第 1 条の規定は、平成 22 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

片平議員。

○6 番（片平 司君） まず、はじめに、ここ数年、2000 年になってから公務員の賃金がどんどんどんどん下がってるわけなんですけど、この数年の賃金引き下げは、金額として、おおよそどのぐらいなるか。

また民間との格差は国家公務員との格差はどうゆうふうになっとるんかお願いします。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） ただいまの具体的な金額は、今手元にはないんですけども、率だけで今よろしいでしょうか、数年の。

金額的には今ちょっと手元にはないんで、合わせて。

率がですね、昨年度は給料月額で月例給で 0.22%、20 年度は、勧告はございませんでした。19 年度は 0.35% の引き上げです。18 年度の勧告はございませんでした。17 年度は 0.36% の引き下げということです。

ボーナスにつきましては、17 年度は 0.05 カ月の引き上げ、19 年度は同じく 0.05 月の引き上げです。昨年度はボーナスにつきましては、0.35 カ月分の引き下げということになっております。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6 番（片平 司君） 自分らの給料のことで、私が言う立場じゃないんだけど、この 10 年ほどの間に、公務員の賃金が下がる、民間の賃金が下がる、負のラスパイレスいうんですか、下がりあいこになりよる。ほいで今の不景気の中で、購買も増えんというような状況になっとると思うんですが、まず、人事院勧告による賃金の引き下げによって、職員の仕事に対する意欲、江田島市職員の仕事に対する意欲が低下するんじゃないかと思うんですよ。

まあ言われたことだけをすればええわい、いうふうな職員を育てるのか、それとも、創意工夫をして、住民サービス向上のために、一生懸命に取り組む質の高い職員を育てるのか、ということが問われているんじゃないと思うんですが、市長、その辺でひとつ答弁してください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 1 番いい方法は、確かに給料を下げずに、できりゃあどんどんどんどん上げてですね。議員も我々もそうですけど、上げてもらえば元気が確かに出ると思いますけれども、ただ、これで人事院勧告出るというのは、日本全国の、特に民間との比較で数字を出してくるので、そこらが一つのその人事院勧告は抑制なったり先ほ

どもアップの年も当然あります。

この最近は引き下げが何年か続いたりしとるんですけども、今まではずっと右肩上がりで、公務員の給料も上がったという時代がずっとありますので、もちろんその上げれば上げたければ1番いいことなんですけども、ただ人として、上げたら気分的には確かに楽しくなるとは思いますけど、それで仕事の効率が例えば上がるとか、いうことはまた別の私は問題で、それはそれでまた別な形で議論をせんとはいけん、ただ上げれば、みんな仕事の効率が上がるとかいうのはまた話はまた別じゃないかと思えます。ただ、個人の生活とか、いろんな面で、元気が出るという面については間違いなしと思えます。ただ、いつも人勧のこういうアップしたり下げたりするときに、いつも議論がされますように、これはやはり民間、江田島市内の民間の方の給料と公務員の給与とのバランスということで、毎年毎年こうして人勧の勧告が出ることなんで、そこはたいへんいかんともしがたいようなことなんで、言われることはわかりますけれども、現実はそのような他の市町村は下げるのに江田島市だけは下げないということは現実には難しいというように思っております。

○議長（上田 正君） 片平議員。

○6番（片平 司君） なやましい問題だと思うんですよ。

だけど、これが、将来退職金とか年金とか全部関連するんで、ずいぶん国は助かるのか、なにはするんか知らんけど、職員の人は大変じゃろう思う。

そういう中で、やっぱりその質の高い、住民から信頼される職員を育成するためにも、人事院勧告出たけえゆうてせにあいけんという法律じゃないわけじゃから、勧告ですから、やめたいええやめてもええわけなんですけど、財源に余裕があるかないかの問題もありますけど、いうことでね、人勧が出たということで私は下げるべきではないと思っておりますが、市長さんその辺で最後に。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 先ほども申し上げましたように、私もできれば下げずにすめばというのを思いますけれども、一般的に市民の方の声としていろんな場合出かけたときにですね、市民の方はよく実態が、例えば職員のOBさんなんかはある程度実態がわかるとは思いますけれども、市民の皆さんで給与の、例えば民間と役所の給与のこの実態がわからない方は、役所のもは給料が多いとかいうような、多分皆さん聞かれたと思っておりますけど、そういうことを言われるわけです。

ですから、そういったこととかさまざまのことを勘案して、やはり国が民間企業との格差があるということで、下げるべしという結論を出してきたもので、我々もそこらの江田島市内の民間企業とうちの市の職員、また我々の給料なんですけど、差が実態がどんなかいうことは金をかけて調査しませんので、県なり、国なりの勧告とかそういったことに準じてこれを適用しとるということで、御理解をいただきたいというふうに思う次第でございます。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 2点教えてください。

議案書 29 ページなんですけども、今回給料表の改正ということで、引き下げ、平均改定率 1% することで、7 級が約 0.2% 引き下げてということなんですけども、今こちらに書いてます 2 級から 6 級のところで、それが約何% なるのかというのを教えていただきたいのと、30 ページ予算関係で、一般会計・特別会計、こちらの減額となる人件費ということですが、企業会計も含めたトータルの人件費の削減額教えてください。

○議長（上田 正君） 浜村総務課長。

○総務課長（浜村晴司君） お答えいたします。

2 級から 6 級まではすべて 0.1% であります。

あと 7 級だけが 0.2% です。

もう一点は、そこに示している金額、すべての金額になっております。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9 番（胡子雅信君） そうしましたら、前にこちらにいただいた資料、今度からですけども、わかりやすく、一般会計・特別会計書いてなかったんで、企業会計全体含めてなのかどうか分からなかったものですから、もしこのトータルの 3,019 万 1,000 円というものが、そうであるならば、そのように説明、わかりやすく書いていただきたいことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

沖元議員。

○7 番（沖元大洋君） 本市の一般職員、いわゆるあわせて特別職の給料でありますけども、本市は国家公務員じゃないんで、国家公務員に準ずる必要もないし、今、共産党の議員の言われたのと全く私は正反対でありまして、江田島市が今赤字の市債など出しているのも概ね人件費がかなりの比重を占めておると思うんです。

ですから、ここいらで大蛇をふるっておかないと、この江田島市の財政破綻がもう目の前にきとるんじゃないかと、そのときになってまってくださいやと言っても遅いと思います。

それと、30 ページの③の議会議員の場合は、引き下げが行われないとされておりますけど、これはどうして議会議員だけそういうふうに特別に扱うのか説明を求めます。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今回の人事院勧告の勧告出まして、一般職と特別職の分につきましては、執行部の方でいろいろ検討をさしていただいたんですが、そこらの情報を、うちの方の執行部の方から議会の方に、内容的なものをお示ししてなかった部分がちょっと若干そこらとこの事務的な部分がありまして、そこらの対応がなかなか議会の方で議論していただく時間がなかったというのが一つあるんです。

今後ですね、他市の状況を調べますと、一応いろいろそういった人事院勧告出ますと市の方の執行部の方から人事院勧告の内容につきまして、議員の皆さんの方へ議会事務局を通じて内容をお知らせしまして、議会の方でしっかり議論していただいていただくような手法をとっておりますので、今後そういった方法をとらしていただこうと考えております。

今回は、そこらの情報の部分が届いておりませんでしたのを申しわけありませんでした。

○議長（上田 正君） 沖元議員。

○7番（沖元大洋君） じゃあこれは議会の場合、まだ議会では議論されておらんと。議会をしてないんで、してないんであれば議論をして、一般職・特別職と同じようなレベルで、特別扱いをしないように、痛みはともに分かち合わないけんと思いますよ。そりゃ江田島市が東京都のように財政が豊かで、あり余っておる財政を持ってるのであれば、我々は一言もいいませんけれども、もう明日はヘドが出そうなくらい倒産しそうなくらいの江田島市において、議員だけぬくぬくと掘りごたつへ入っときんさい、それはないと思いますけども、どなたか。

○議長（上田 正君） 暫時休憩します。

（休憩 10時57分）

（再開 11時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

沖元議員。

○7番（沖元大洋君） そういうことでありますので、しゃべりません。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

片平議員。

○6番（片平 司君） 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

人事院は、国家公務員の賃金等に係る勧告を行いました。それに伴い、江田島市は、一般職の職員の給料を月例賃金11.9%、一時金を年間0.2カ月引き下げる条例を上程しました。

人事院勧告は、地方公務員や人事院勧告に準拠の民間企業など、広範な労働者に影響し、賃下げの連鎖や冷え込んでいる内需への悪影響が強く懸念されます。2000年代に入り、賃下げなどの労働条件解約の人事院勧告が繰り返されています。

民間が下がったから公務員も下げる、公務員も下げるから民間も下げるというのは、悪循環を競い合うことになり、経済も生活も冷え切ってしまい、最終的には日本のあらゆる基盤が崩れてきます。

日本の大企業は労働者を犠牲に、ここ10年間で、内部留保を倍増しています。内部留保の異状なため込みが内需を縮小し、国際的にも落ち込みが激しい日本の経済の危機の原因となっています。

今日、最低賃金の時給や非正規雇用者のルールの見直しの声が上がっていますが、政治の力での解決には至っていません。

派遣労働者への置きかえ、賃下げと下請いじめでため込んだ膨大な内部留保を労働

者救済のために回そうとしない財界大企業の横暴を追求することこそ政治の役割です。

日本の明るい未来と展望は、日本の国民の暮らしや社会基盤を安定することから始まります。

人事院勧告による職員の給料を下げ、我慢させるだけでは、何の解決にもならないことを指摘して、反対討論とします。

○議長（上田 正君） 賛成討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず最初に、日程第 8 議案第 79 号「江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 80 号「江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 10、議案第 81 号「江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

10分休憩を行います。

（休憩 11時05分）

（再開 11時16分）

日程第 11 議案第 82 号

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第 11 議案第 82 号「平成 22 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第82号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第4号）」でございます。

平成22年度江田島市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億470万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正

第2条 地方債の追加は、第2表 地方債補正による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 平成22年度一般会計補正予算（第4号）について、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づき、本市の一般職の給与並びに特別職の期末手当について、国家公務員に準じて改定することに伴う人件費の減額補正と、災害援護資金貸付金、住宅改修工事補助金及び財政調整基金積立金に係る経費の増額補正でございます。

事項別明細書の22、23ページをお願いいたします。

まず、歳入ですが、21款市債、1項市債を170万円増額計上するもので、これは、災害援護資金貸付金事業に対する県の貸付金を市債として受け入れるものでございます。

続いて、歳出です。

今回の歳出の補正は、先ほど申し上げましたように、人事院勧告に基づく人件費の補正が主なもので、その内訳は、1款議会費から10款教育費まで、各款の人件費の補正として合計3,002万3,000円減額するものでございます。

詳細は42、43ページの給与明細書にお示ししております。

次に、人件費関係を除く補正について説明いたします。

30、31ページをお願いいたします。

中ほどの3款民生費、4項災害救助費は、7月豪雨災害に伴う被災者への災害援護資金貸付金170万円の増額計上をしております。

飛びまして、36、37ページをお願いいたします。

上の方になるんですが、8款土木費、5項都市計画費、1目都市計画総務費は、住宅改修工事補助金700万円の追加計上をしております。

次に、40、41ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費は、2,302万3,000円

の増額計上で、人件費減額分を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億470万円とする補正でございます。

予算書の5ページの方をお戻りいただき、第2表地方債補正として、追加分1件を計上しております。

内容は、社会福祉債の災害救助事業で、170万円の限度額をお願いしております。以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第82号「平成22年度江田島市一般会計補正予算（第4号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第83号

○議長（上田 正君） 日程第12 議案第83号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第83号「平成22年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成22年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,784万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

内容につきましては福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第83号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき、国保担当職員5名の給与等25万5,000円減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第83号「江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第84号

○議長（上田 正君） 日程第13 議案第84号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第84号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成22年度江田島市の介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,074万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、福祉保健部長して説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 徳永福祉保健部長。

○福祉保健部長（徳永信幸君） 議案第84号の説明をします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づき、介護担当職員11名の給料等を88万円減額補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第84号「平成22年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第85号

○議長（上田 正君） 日程第14 議案第85号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略をいたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第85号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

平成22年度江田島市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,262万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 議案第80号について説明いたします。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴いまして、当該会計にかかります10名の職員の給料費を減額補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第85号「平成22年度江田島市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案86号

○議長（上田 正君） 日程第15 議案第86号「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第86号「平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第3号）」でございます。

内容につきましては土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 幸野土木建築部長。

○土木建築部長（幸野 潔君） 予算書の1ページ目をごらんください。

このたびの補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴いまして、当該会計に係る3名の職員給与の減額補正を行うものでございます。

第1条 平成22年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計の補正予算（第3

号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして、第1款、第1項営業外収益を11万2,000円減額補正、支出につきまして、第1款、第1項営業費用を11万2,000円減額補正。

第3条、予算第4条の資本的収支におきまして、支出について、第1款、第1項建設改良費を26万3,000円減額補正。この減額補正分26万3,000円を第3条の3行目のとおり、減価償却費関係の当年度分損益勘定留保資金、これを減額補正し、次に第4条としまして、予算第7条に定めた職員給与費を37万5,000円減額し、補正後2,667万6,000円に補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第86号「平成22年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計補正予算(第3号)」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第87号

○議長(上田 正君) 日程第16 議案第87号「平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第87号「平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算(第3号)」でございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 1 ページをお開きください。

議案第87号、平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

第1条 平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度江田島市交通船事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず収入ですが、第1款汽船事業収益の第1項営業収益を1,930万の減額補正を行い、第1款汽船事業収益の合計額を4億7,344万9,000円とするものです。

次に支出ですが、第1款汽船事業費用の第1項営業費用を628万6,000円増額補正し、第2項営業外費用を91万9,000円減額補正し、第1款汽船事業費の合計額を、5億6,212万4,000円とするものでございます。

第3条 予算第6条に定めた経費を次のとおり改める。

職員給与費を310万2,000円増額補正し、合計額を1億6,897万7,000円に改めるものです。

今回の補正の主な内容は、人勸により給与改定分と、10月からの実証運航に伴う船員数の経費及び貸し船収入の修正を行うものです。

実施計画は3ページに、資金計画は4ページ、給与明細及び費目別内訳は5ページ、6ページに記してあるとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、胡子議員。

○9番（胡子雅信君） 今先ほど、営業外収益、貸し船収入がですね、1,930万の減額ということなんですけれども、当初予算のときには何かある、どういったいいのでしょうか、貸し船するイベントとか、そういったもの予定したものがあったのかどうか、その点教えていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 10月から実証運航では、いわゆるフェリーを休止をするという中で、フェリーの2船分の貸し船の収益を見込んでおりました。

ただし、これはあくまでも予定でございましたので、借り手がないということになれば、収入は、入ってこないということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 胡子議員。

○9番（胡子雅信君） わかりました。

当初見込んでいた借主が出てこないということなんですけれども、ちなみに先週の日曜日にフェリーが、何船かちょっと忘れたんですけども、出航、朝されていたんですけども、これはみかん狩りとか、そういったもののレンタルがあったんでしょうか。

それとも何か定期的な運航、修理というか、そういったものがあつたのか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 例年ですね、フェリーについても、チャーターの依頼があれば、お貸しするようにしております。

ここ最近はいわゆるみかん狩のチャーター、1船借り上げというのもございます。

ただし、それ単発でございまして、1日というような単位です。

我々いま減額をさしていただいたのは長期にわたる借主がないかということで、我々も随分動きました。

しかし、やはり一つの理由として、1船については非常に燃費が悪いということで、ほかの事業主さんもすんなり借りないというような状況でございます。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 給料のことでお聞きしたいんですが、企業職員の一般職、今回人事院勧告で下げられておると思うんですか、この一般職に対しての給料表いうんですか、これは条例見ても見えんようなんですが、この点と。

それから、船舶職の、今回一般行政職の方は減額になるわけですが、この船舶職についてはどのような考えを持っておられるのか、お聞きいたします。

○議長 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 一般事務職員、これは宇品の事務所に3名おりますけれども、この職員につきましては、一応交通船事業の事務職員の給与に関する規定に基づいて一般行政職員の例によるということで規定をしておりますので、一般行政職員の給与表に基づいてやっております。

もうひとつ船員職につきましては、これは労働協約の定めによって、船員の就業規則の中に位置づけております。

ですから、給与体系が船員職につきましては違うものですから、基本給については、この人勧の及ぶ範囲ではないと、ひとつ手当部分ですが、先ほどの一般職の給与改定ご承認いただきましたように、いわゆる期末勤勉については0.2カ月の、船員職についても減額で対応しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 一般職については、条例の規定を改正されて、一般職員に準ずるというのを、これは入れておかないと、支出ができんのじゃないかと思うんですが、これは、そのようにお願いしたいと思います。

それと船員ですよね、労働協定でやられるということですが、公営企業法で、給与ですよね。第38条の規定によつたら、企業職員の給与の種類及び基準は、生計費同一及び類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与当該地方公営企業の経営の状況、その他の事情を考慮して定めなければならないというふうなうたわれておるんですが、この点をお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 第1件目の規定に関するのですが、これは先ほども申し上げましたように、交通船事業の事務職員の給与に関する規定において、江田島市一般職の職員の例によるというふうな規定で定めております。

今言われるように船員職についても、事業の経営状況について勘案しないといけないということで、これもいわゆる海員組合ともですね、ずっと引き続き取り組み続けてきております。

で、先ほど申し上げましたように、いわゆる期末勤勉についても、今回も減額で承認いただいて、それらの状況の中で、公共でやられとる各船の旅客事業も、広島県内であると近隣等とも調査をいたしておりまして、その近隣との兼ね合いでいうと、そんなに大きな開きはないというふうと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○4番（山本秀男君） 今回人事院勧告があって一般職員が減額されるわけですが、この船員も企業職員も同じ公務員で同じ市の職員でありますので、やっぱり船員は給料がええのうというようなことのないように、平等いうのですか、合理的にお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第87号「平成22年度江田島市交通船事業会計補正予算（第3号）」を、起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第88号

○議長（上田 正君） 日程第17 議案第88号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略します。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第88号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）」でございます。

内容につきましては企業局長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 今宮企業局長。

○企業局長（今宮正志君） 1ページをお開きください。

議案第88号、平成22年度江田島市水道事業会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条 平成22年度江田島市水道事業会計補正予算は、第2号は、次に定めるところによる。

第2条 平成22年度江田島市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず支出ですが、第1款水道事業費用の第1項営業費用132万2,000円を減額補正し、申し訳ございません。これ第1項と書いてあるのを第2項に訂正をお願いいたします。第2項営業外費用147万8,000円を減額補正し、第1款水道事業費用の合計額を8億6,074万5,000円とするものです。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,109万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億2,248万5,000円」に、「当年度損益勘定留保資金1億4,616万7,000円を、1億4,755万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出について、第1款資本的支出の第1項建設改良費を8万9,000円減額補正し、第2項企業債償還金を147万8,000円増額補正を行い、第1款資本的支出の合計額を3億9,461万1,000円とするものでございます。

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、職員給与費を141万1,000円減額補正し、合計額を1億5,456万8,000円とするものです。

今回の主な補正内容は、人勸による19名分の給与改定に伴うものでございます。

実施計画は3ページに、資金計画を4ページ、給与費明細及び費目別内訳は5ページ、6ページに記してあるとおりです。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第88号「平成22年度江田島市水道事業会計補正予算(第2号)」を、起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第62号～日程第33号 議案第77号

○議長(上田 正君) 日程第18 議案第62号「平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第33号 議案第77号「平成21年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの、16議案を、一括議題といたします。

本16案に関し、新家勇二決算審査特別委員長の報告を求めます。

新家勇二委員長。

○決算審査特別委員長(新家勇二君) 失礼します。

決算審査特別委員会報告

本委員会は、平成22年第5回江田島市議会定例会本会議(2日目)において付託された次の議案について、総務・文教厚生・産業建設の3分科会に分割し、慎重に審査した結果、次のとおり決したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

平成22年11月18日

江田島市議会議長 上田正様

江田島市議会決算審査特別委員会委員長 新家勇二

1 審査した議案 議案第62号「平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第77号「平成21年度江田島市水道事業会計決算の認定について」までの16議案

2 審査年月日 平成22年10月7日 総務分科会、平成22年10月12日・13日 産業建設分科会、平成22年10月14日・15日 文教厚生分科会。

3 審査の概要 本審査にあたっては、各会計決算書及び附属書類・証書類はすべて監査委員の審査済みであり、その意見書も提出されているので、計数的な面での審査を省略し、平成21年度各会計における予算の執行が議会議決の趣旨を尊重し、適正にして公正かつ能率的に執行されたかどうか、あるいは行政の目的とする地域住民の福祉の増進のためにどのような効果をあげることができたか、行政効果の観点から審査を行った。

4 審査の結果 平成21年度の一般・特別並びに各企業会計の決算認定にあたっては、前述したような審査の着眼点に基づき、決算書の内容について、関係職員の説明を聴取し、検討を行ったところ、一般・特別並びに各企業会計決算は、適法にして、かつ予算議決の趣旨を尊重しながら、健全な財政運営に努められていると認めた。よって、

平成21年度一般・特別並びに企業の各会計決算については、個別意見を付して、賛成多数で認定することに決した。

以上、報告を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、委員長への質疑は、報告にあります委員会の経過と報告に対するものであります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより、本16案それぞれについての採決を行います。

16案についての委員会の報告は認定とするものです。

それでは最初に、議案第62号「平成21年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第63号「平成21年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第64号「平成21年度江田島市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第65号「平成21年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第66号「平成21年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号「平成21年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第68号「平成21年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第69号「平成21年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第70号「平成21年度江田島市漁港管理特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第71号「平成21年度江田島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第72号「平成21年度江田島市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第73号「平成21年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することにより決定しました。

次に、議案第74号「平成21年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」委員長の報告どおり認定することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することにより決定しました。

次に、議案第75号「平成21年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計決算の認定について」委員長の報告どおり認定することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することにより決定しました。

次に、議案第76号「平成21年度江田島市交通船事業会計決算の認定について」委員長の報告どおり認定することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することにより決定しました。

次に、議案第77号「平成21年度江田島市水道事業会計決算の認定について」委員長の報告どおり認定することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は認定することにより決定しました。

日程第34 発議第5号

○議長（上田 正君） 日程第34 発議第5号「綱紀肅正に関する決議」を議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの趣旨説明を求めます。

沖也寸志議員。

○19番（沖也寸志君） 発議第5号「綱紀肅正に関する決議」

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

江田島市議会議長上田正様

平成22年11月18日提出

提出者 江田島市議会議員 沖也寸志、賛成者 江田島市議会議員 山本一也、賛成者 江田島市議会議員 浜西金満、賛成者 江田島市議会議員 登地靖徳、賛成者 江田島市議会議員 住岡淳一、賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信、賛成者 江田島市議会議員 片平 司、賛成者 江田島市議会議員 吉野伸康。

内容は、次のページをご覧くださいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案につきましては、質疑・討論はないものと思われますのでこれより、直ちに起立により採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、平成22年第6回江田島市議会臨時会を閉会します。

みなさんご苦労さまでした。

（閉会 12時05分）